

【広域型】特別養護老人ホームいなわしろホーム長期入所利用料金のご案内

平成30年4月1日現在

(1) 基本料金〔介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）〕 ※1割負担の場合

要介護度	居室形態	1日あたりの自己負担
		従来型個室（Ⅰ） 多床室（Ⅱ）
1		¥557
2		¥625
3		¥695
4		¥763
5		¥829

長期入所は原則として、要介護3～5の方が対象となりますが、要介護1,2の方で以下の要件に該当し、日常生活に支障を来すような症状等が見られ、心身の安全・安心の確保が困難な場合、特例的に入所が認められます。詳細は、指針をご確認ください。

①認知症 ②知的障害・精神障害 ③深刻な虐待 ④介護者が不在等

(2) 食費と居住費

1日あたりの自己負担額		基準額	所得段階別の負担限度額区分※		
			第1段階	第2段階	第3段階
			老齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	住民税世帯非課税で年間 80万以下	住民税世帯非課税で 第2段階以外の方など
食	費	¥1,380	¥300	¥390	¥650
居住費	従来型個室	¥1,150	¥320	¥420	¥820
	多床室	¥840	¥0	¥370	¥370

【特定入所介護サービス費】

入所になりますと原則として施設に住所異動いたします。それによりご本人の所得等に応じた負担軽減を受けられる場合があります。別途各市町村への申請が必要で、各市町村が判定します。

※ 所得とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計を指します。

入所者が住民税非課税であっても、①配偶者が課税されている場合、②単身で1,000万超、夫婦で2,000万円超の預貯金等を保有している場合には、負担軽減の対象外となり、基準額での負担となります。

(3) 加算 ※1割負担の場合

①1日ごとに計上する加算

◇日常生活継続支援加算（Ⅰ）	¥36	介護福祉士を常勤換算で利用者6名に対して1名以上配置しています。
◇個別機能訓練加算	¥12	常勤専従の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っています。
◇栄養マネジメント加算	¥14	管理栄養士を配置し、医師、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っています。
◇看護体制加算（Ⅰ）□	¥4	常勤の看護師を1名以上配置しています。
◇看護体制加算（Ⅱ）□	¥8	基準を上回る看護職員を配置し、看護職員による24時間の連絡体制を確保しています。
◇夜勤職員配置加算（Ⅲ）	¥16	夜間の人員基準を上回る介護職員・看護職員を配置しています。
◇認知症専門ケア加算（Ⅰ）	¥3	認知症介護実践リーダー研修修了者が認知症ケアに係る情報共有や指導会議を定期的に行っています。
◇精神科医療養指導加算	¥5	精神科医師により月2回以上の定期的な療養指導を行っています。
◇初期加算	¥30	入所後30日間、また30日を超える入院後、施設に戻る場合に算定します。

②1ヶ月ごとに計上する加算

◇口腔衛生管理体制加算	¥30	介護職員が、歯科医や歯科衛生士より助言・指導を受け、口腔ケアの質の向上を図っています。
◇口腔衛生管理加算	¥90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアを行っています。
◇介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	介護職員の処遇を改善し、質の向上を図ります（1ヶ月の合計介護保険単位数×8.3%）。

③その他実績に基づく加算（1日あたり）

◇経口移行加算（限度：180日）	¥28	経口での食事に移行する計画を多職種が共同して作成し、実施します。
◇療養食加算（限度：3回/日）	-	6円/回。医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療として療養食を提供した場合。
◇在宅・入所相互利用加算	¥40	ベッドを複数人で使用しながら3ヶ月を限度として施設生活と在宅生活の相互利用を図る場合。
◇配置医師緊急時対応加算	-	早朝・夜間650円/回、深夜1,300円/回。施設の求めに応じ訪問診療します。
◇看取り介護加算（Ⅱ）	-	死亡日1,580円、死亡前2日間780円、死亡前3日間から遡り27日間は144円。
◇外泊費（限度：6日/月）	¥246	外泊や入院時に1ヶ月あたり最大6日間加算します。7日目以降は基準額の居住費が適用されます。

④その他実績に基づく加算（1月あたり）

◇経口維持加算（Ⅰ）	¥400	経口による継続的な摂食を行えるように経口維持計画を作成し、実施します。
◇経口維持加算（Ⅱ）	¥100	上記に、医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士の内いずれか1名以上が加わります。
◇低栄養リスク改善加算	¥300	多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、実施します。
◇排せつ支援加算	¥100	排泄に介護を要する原因等を分析、分析結果を踏まえ支援計画を作成、実施します。
◇褥瘡マネジメント加算（限度：1回/3ヶ月）	¥10	褥瘡発生リスクを定期的に評価し、関連職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、実施します。

(4) その他

◇おやつ代（1日あたり）	¥100	希望者のみで、経管栄養者は除きます。
◇金銭管理サービス費（1日あたり）	¥100	介護保険や医療保険などの手続き代行や通帳管理、各種支払いを代行します。
◇理容費	-	1,300円ほか。パーマ等実費となります。
◇電化製品（1月あたり）	-	1点1,000円/月（テレビ、電気毛布など）。
◇町外病院受診送迎費	-	50円/km。
◇医療費	-	受診代や薬代など医療保険などでの一部負担金です。
◇定期健診や予防接種代	-	年1回の定期健診とインフルエンザの予防接種代が必要に応じてかかります。
◇居住費預かり金	-	入所時60,000円（充当がなければ退所時に払い戻しいたします）。

【地域密着型】特別養護老人ホームいなわしろホーム（ユニット型）長期入所利用料金のご案内

平成30年4月1日現在

(1) 基本料金〔介護福祉施設サービス費〕 ※1割負担の場合

要介護度	居室形態	1日あたりの自己負担
	ユニット型個室	
1		¥644
2		¥712
3		¥785
4		¥854
5		¥922

長期入所は原則として、要介護3～5の方が対象となりますが、要介護1,2の方で以下の要件に該当し、日常生活に支障を来すような症状等が見られ、心身の安全・安心の確保が困難な場合、特例的に入所が認められます。詳細は、指針をご確認ください。

①認知症 ②知的障害・精神障害 ③深刻な虐待 ④介護者が不在等

(2) 食費と居住費

1日あたりの自己負担額	基準額	所得段階別の負担限度額区分※		
		第1段階	第2段階	第3段階
		老齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	住民税世帯非課税で年間 80万以下	住民税世帯非課税で 第2段階以外の方など
食費	¥1,380	¥300	¥390	¥650
居住費	¥1,970	¥820	¥820	¥1,310

【特定入所介護サービス費】

入所になりますと原則として施設に住所異動いたします。それによりご本人の所得等に応じた負担軽減を受けられる場合があります。別途各市町村への申請が必要で、各市町村が判定します。

※ 所得とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計を指します。
入所者が住民税非課税であっても、①配偶者が課税されている場合、②単身で1,000万超、夫婦で2,000万円超の預貯金等を保有している場合には、負担軽減の対象外となり、基準額での負担となります。

(3) 加算 ※1割負担の場合

①1日ごとに計上する加算

◇日常生活継続支援加算（Ⅱ）	¥46	介護福祉士を常勤換算で利用者6名に対して1名以上配置しています。
◇個別機能訓練加算	¥12	常勤専従の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っています。
◇栄養マネジメント加算	¥14	管理栄養士を配置し、医師、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っています。
◇看護体制加算（Ⅰ）イ	¥12	常勤の看護師を1名以上配置しています。
◇看護体制加算（Ⅱ）イ	¥23	基準を上回る看護職員を配置し、看護職員による24時間の連絡体制を確保しています。
◇夜勤職員配置加算（Ⅳ）	¥61	夜間の人員基準を上回る介護職員・看護職員を配置しています。
◇認知症専門ケア加算（Ⅰ）	¥3	認知症介護実践リーダー研修修了者が認知症ケアに係る情報共有や指導会議を定期的に行っています。
◇精神科医療養指導加算	¥5	精神科医師により月2回以上の定期的な療養指導を行っています。
◇初期加算	¥30	入所後30日間、また30日を超える入院後、施設に戻る場合に算定します。

②1ヶ月ごとに計上する加算

◇口腔衛生管理体制加算	¥30	介護職員が、歯科医や歯科衛生士より助言・指導を受け、口腔ケアの質の向上を図っています。
◇口腔衛生管理加算	¥90	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケアを行っています。
◇介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	介護職員の処遇を改善し、質の向上を図ります（1ヶ月の合計介護保険単位数×8.3%）。

③その他実績に基づく加算（1日あたり）

◇経口移行加算（限度：180日）	¥28	経口での食事に移行する計画を多職種が共同して作成し、実施します。
◇療養食加算（限度：3回/日）	-	6円/回。医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療として療養食を提供した場合。
◇配置医師緊急時対応加算	-	早朝・夜間650円/回、深夜1,300円/回。施設の求めに応じ訪問診療します。
◇看取り介護加算（Ⅱ）	-	死亡日1,580円、死亡前2日間780円、死亡前3日間から遡及し27日間は144円。
◇外泊費（限度：6日/月）	¥246	外泊や入院時に1ヶ月あたり最大6日間加算します。7日目以降は基準額の居住費が適用されます。

④その他実績に基づく加算（1月あたり）

◇経口維持加算（Ⅰ）	¥400	経口による継続的な摂食を行えるように経口維持計画を作成し、実施します。
◇経口維持加算（Ⅱ）	¥100	上記に、医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士の内いずれか1名以上が加わります。
◇排せつ支援加算	¥100	排泄に介護を要する原因等を分析、分析結果を踏まえ支援計画を作成、実施します。

(4) その他

◇おやつ代（1日あたり）	¥100	希望者のみで、経管栄養者は除きます。
◇金銭管理サービス費（1日あたり）	¥100	介護保険や医療保険などの手続き代行や通帳管理、各種支払いを代行します。
◇理容費	-	1,300円ほか。パーマ等実費となります。
◇電化製品（1月あたり）	-	1点1,000円/月（テレビ、電気毛布など）。
◇町外病院受診送迎費	-	50円/km。
◇医療費	-	受診代や薬代など医療保険などでの一部負担金です。
◇定期健診や予防接種代	-	年1回の定期健診とインフルエンザの予防接種代が必要に応じてかかります。
◇居住費預かり金	-	入所時60,000円（充当がなければ退所時に払い戻しいたします）。